

「介護職員等特定処遇改善加算」算定の「見える化要件」について

令和元年の介護報酬改定において「介護職員特定処遇改善加算」が創設され、当施設においても算定を行っております。当該加算算定においては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 現行の介護職員処遇改善加算の（Ⅰ）～（Ⅲ）までを取得していること。
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページの掲載等を通じた見える化を行っていること。

「見える化」要件とは、介護職員等特定処遇改善加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する取組内容を、介護サービス情報公表制度や当法人ホームページを活用して公表することです。この要件に基づいた当施設の取組は以下の通りです。

介護老人保健施設二ツ箭荘における加算の取得状況（1つ目の要件）

- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

介護老人保健施設二ツ箭荘における職場環境等要件（2つ目の要件）

区分	内容
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、中高年齢者、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の実施。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得するための研修の情報提供と受講支援等。
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度の充実。 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入。 有給休暇が取得しやすい環境の整備。
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の負担軽減のための腰ベルトの配布やスライディングボードの活用。 短時間勤務労働者も受診可能な健康診断・ストレスチェックの実施。
生産性向上のための業務改善の取組	委員会やプロジェクトチームを立ち上げ、厚労省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき業務改善活動の体制構築を行っている。 介護ソフトや情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末）の導入。 記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減の実施。
やりがい・働きがいの醸成	委員会・プロジェクト・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する地域住民との交流の実施。